

(第20号議案)

中野区職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)第12条第3項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。 第2条～第9条 (略) 附則 (略)	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)第12条第3項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。 第2条～第9条 (略) 附則 (略)

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第21条 (略) 附則 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第21条 (略) 附則 (略)

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別

措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。

第2条～第5条（略）

附 則（略）

措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。

第2条～第5条（略）

附 則（略）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。